

運営指導における主な指導事項

～障害福祉サービス事業者等向け～

埼玉県 福祉部 福祉監査課
総務・障害施設・事業担当

項 目

- 1 非常災害対策
- 2 業務継続計画の策定等
- 3 衛生管理等
- 4 障害者虐待の防止のための措置
- 5 身体拘束等の禁止、適正化
- 6 安全計画の策定等
- 7 自動車を運行する場合の所在確認・送迎車両への安全装置の設置
- 8 職場におけるハラスメント対策
- 9 個別支援計画の作成
- 10 人員の欠如
- 11 欠席時対応加算

1 非常災害対策（訪問系の事業所除く）

指定障害福祉サービス事業者等は、消火設備その他非常災害に際して必要な設備を設けるとともに、非常災害に関する具体的計画（非常災害対策計画）を立て、必要な備蓄等を行うとともに、定期的に避難、救出その他必要な訓練を行わなければなりません。

また、水防法・土砂災害防止法で、浸水想定区域や土砂災害警戒区域内にある要配慮者利用施設の管理者等には、避難確保計画の作成及び避難訓練の実施が義務付けられています。

- × 主な指摘事項 ・ 非常災害対策計画を策定していない。
- ・ 避難等の訓練を実施していない。回数が不足している。
- ・ 要配慮者利用施設に該当するか否かを確認していない。避難確保計画を作成していない。



〔改善すべき事項〕

- すべての事業所（訪問系の事業所は除く）
 - ・ 施設等の立地条件等に応じて想定される災害に対応した非常災害対策計画を作成する。
 - ☞ 県ホームページ「[社会福祉施設等における非常災害対策計画の策定の手引](#)」（ひな型は13頁以降）を参照してください。
 - ・ 避難等の訓練は、以下の回数を実施する。訓練には、職員のほか可能な範囲内で利用者にも参加してもらう。
 - ①消火訓練：年2回以上 ②避難場所への避難訓練：年2回以上 ③消防署への通報訓練：年1回以上
 - ・ 訓練を実施した際は、記録を作成する。（例）日時、参加者数、訓練の内容、反省点など
- 浸水想定区域や土砂災害警戒区域内にある事業所
 - ・ 所在市町村に、当該事業所が要配慮者利用施設に該当するか確認する。
 - ・ 要配慮者利用施設に該当する場合は、避難確保計画を作成し、所在市町村の防災担当課に提出する。
 - ・ 避難確保計画に基づく避難訓練を実施し、結果を所在の市町村の担当課に報告する。

2 業務継続計画の策定等 [令和6年4月1日から義務化]

指定障害福祉サービス事業者等は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対するサービスの提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じなければなりません。

また、令和6年度障害福祉サービス等報酬改定で、感染症又は非常災害のいずれか又は両方の業務継続計画が未策定の場合、基本報酬を減算する「業務継続計画未作成減算」が新設されました。

なお、一定の取組を行っている事業所に対しては経過措置があります。

- × 主な指摘事項：
- ・ 感染症又は非常災害のいずれか、又は両方の業務継続計画を策定していない。
 - ・ 従業員に対して必要な研修及び訓練（シミュレーション）を実施していない。



[改善すべき事項]

- ・ 「感染症に係る業務継続計画」及び「災害に係る業務継続計画」を策定する。
 - ☞ 県ホームページ「[障害者施設・事業所におけるBCP（業務継続計画）について](#)」を参照してください。主に通所系の事業所向けに、A3版のひな型もあるので活用してください。
- ・ 策定した業務継続計画は、従業員に対して周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施する。

採用時研修	採用後3か月以内（日中活動系/訓練・就労系については、採用後1か月以内）
継続研修	年1回以上
訓練の実施	年1回以上

[業務継続計画未作成減算に係る経過措置]

令和7年3月31日までの間、「感染症の予防及びまん延防止のための指針の整備」及び「非常災害に関する具体的計画」の策定を行っている場合には、減算を適用しない。

ただし、居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護、重度障害者等包括支援、自立生活援助、就労定着支援、居宅訪問型児童発達支援、保育所等訪問支援、計画相談支援、障害児相談支援、地域移行支援、地域定着支援については、「非常災害に関する具体的計画」の策定が求められていないこと等を踏まえ、令和7年3月31日までの間、減算を適用しない。

3 衛生管理等 [令和6年4月1日から義務化]

指定障害福祉サービス事業者等は、当該事業所において感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないように次に掲げる措置を講じなければなりません。

- 一 感染症の対策を検討する委員会の設置、開催
- 二 感染症の予防及びまん延の防止のための指針の整備
- 三 感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練の実施

- × 主な指摘事項：
- ・ 感染症の対策を検討する委員会を開催していない、回数が不足している。
 - ・ 感染症の予防及びまん延の防止のための指針を作成していない。
 - ・ 従業員に対して研修及び訓練を実施していない。回数が不足している。



[改善すべき事項]

- ・ 感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会を3か月＊に1回以上開催する。
 - ・ 感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備する。
 - ・ 感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を実施する。
 - 採用時研修 採用後3か月以内（日中活動系/訓練・就労系については、採用後1か月以内）
 - 継続研修 6か月＊に1回以上
 - 訓練の実施 6か月＊に1回以上
- ＊ 訪問系の事業所においては、委員会の開催が6か月に1回以上、継続研修及び訓練の実施が年1回以上。

4 障害者虐待の防止のための措置

指定障害福祉サービス事業者等は、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、従業者に対し、研修を実施する等の措置を講じなければなりません。

また、虐待防止の取組を徹底するため、令和6年度障害福祉サービス等報酬改定で、障害者虐待防止措置未実施の事業所等に対して基本報酬を減算する「虐待防止措置未実施減算」が新設されました。

- × 主な指摘事項
- ・ 虐待防止の研修を実施していない。虐待防止委員会を開催していない。
 - ・ 虐待防止のための責任者を配置していない。
 - ・ 虐待防止の取組の実施について、記録が作成されていない。



[改善すべき事項]

- ・ 虐待防止に関する責任者を選定する。（あわせて、重要事項説明書に記載する。）
- ・ 虐待防止委員会を年1回以上開催する。
 - ※ 法人単位での開催、身体拘束適正化委員会と一体的に設置・運営、テレビ電話装置等を活用しての実施可。
- ・ 虐待防止のための指針を整備する。
- ・ 従業者に対し、虐待の防止を啓発・普及するための研修を実施する。
 - 採用時研修 採用後3か月以内（日中活動系/訓練・就労系については、採用後1か月以内）
 - 継続研修 年1回以上
- ・ 委員会の開催や研修の実施について、記録を作成する。

[虐待防止措置未実施減算]

虐待防止委員会が定期的に（1年に1回以上）開催されていない場合、虐待防止のための研修を定期的に（1年に1回以上）実施していない場合、虐待防止を適切に実施するための担当者を配置していない場合は、基本報酬を減算します。

5 身体拘束等の禁止、適正化

指定障害福祉サービス事業者等は、サービスの提供に当たっては、利用者又は他の利用者の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為（身体拘束等）を行ってはなりません。

やむを得ず身体拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の障害児の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由その他必要な事項を記録しなければなりません。

また、指定障害福祉サービス事業者等は、身体拘束等の適正化を図るための措置を講じなければなりません。身体拘束適正化の徹底を図る観点から、令和6年度障害福祉サービス等報酬改定で、身体拘束廃止未実施減算の額の引き上げ等がありました。

- × 指摘事項
- ・ 身体拘束適正化委員会を設置していない。身体拘束等の適正化のための指針を整備していない。
 - ・ 身体拘束等の適正化のための研修を実施していない。



[改善すべき事項]

- ・ 身体拘束適正化委員会を年1回以上開催する。
 - ※ 法人単位での開催、虐待防止委員会と一体的に設置・運営、テレビ電話装置等を活用しての実施可。
- ・ 身体拘束等の適正化のための指針を整備する。
- ・ 従業者に対し、身体拘束等適正化のための研修を実施する。
 - 採用時研修 採用後3か月以内（日中活動系/訓練・就労系については、採用後1か月以内）
 - 継続研修 年1回以上
- ・ 委員会の開催や研修の実施について、記録を作成する。
- ※ 上記の措置は、身体拘束を行わない場合であっても必要な点に留意する。

[身体拘束廃止未実施減算]

身体拘束を行う場合で、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由その他の事項を記録していない場合は、基本報酬を減算する。

また、身体拘束を行わない場合であっても、身体拘束虐待防止委員会が定期的開催されていない場合、指針を整備していない場合、研修を定期的実施していない場合は、基本報酬を減算する。

6 安全計画の策定等（障害児通所事業所・入所施設）

[令和5年度は努力義務、令和6年4月1日から義務化]

指定障害児通所事業所・指定障害児入所施設に対し、設備の安全点検、従業者、障害児等に対する事業所・施設外での活動、取組等を含めた事業所・施設での生活その他の日常生活における安全に関する指導、従業者の研修及び訓練その他事業所・施設における安全に関する事項についての計画を策定することが義務付けられました。

× 主な指摘事項：安全計画を策定していない。

従業者に対し、研修・訓練を実施していない。

保護者に対して、安全計画に基づく取組の内容について周知していない。



[改善すべき事項]

- ・ 安全計画を策定し、当該計画に従い必要な措置を講ずる。

☞ 県ホームページ「[安全計画の策定について](#)」の別添資料3（安全計画ひな形）などを参照してください。

- ・ 策定して安全計画は、従業員に対して周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施する。

採用時研修 採用後3か月以内

継続研修 年1回以上

訓練の実施 年1回以上

- ・ 児童の保護者に対し、安全計画に基づく取組の内容等について周知する。
- ・ 定期的に安全計画の見直しを行い、必要に応じて変更する。

7 自動車を運行する場合の所在確認（障害児通所・入所）

・送迎車両への安全装置の設置（児童発達支援・放課後等デイサービス）

[令和5年4月1日から義務化]

障害児通所事業所・障害児入所施設は、児童の事業所・施設外での活動等のため自動車を運行するときは、児童の乗降車の際に、点呼等の方法により児童の所在の確認をすることが義務づけられました。

また、児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所で児童の送迎を目的とした自動車を日常的に運行するときは、当該自動車にブザーその他の車内の障害児の見落としを防止する装置（安全装置）を装備し、当該装置を用いて降車時の児童の所在を確認することが義務づけられました。（送迎車両のうち、座席が3列以上のものが対象となります。）

×主な指摘事項：経過措置が終了した令和6年4月1日以降も、安全装置の設置に代わる措置で児童の所在確認を行っている。



[改善すべき事項]

・ただちに、安全装置を装備し、当該装置を用いた児童の所在確認を行う。

☞ 安全装置は、[「送迎用バスの置き去り防止を支援する安全装置のガイドラインについて（国土交通省）」](#)に適合するものを設置してください。本ガイドラインに適合する装置のリストは、[「送迎用バスの置き去り防止を支援する安全装置のリストについて（こども家庭庁HP）」](#)で確認してください。

8 職場におけるハラスメント対策

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行条例などにおいて、指定障害福祉サービス事業所等は、適切なサービスの提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じるものとされています。

- × 指摘事項
- ・ 従業員に事業者としての基本方針等が示されていない、周知していない。
 - ・ ハラスメント相談窓口を定めていない、周知していない。



[改善すべき事項]

- ・ 事業者としての基本方針等を明確化して従業員に周知・啓発する。
- ・ ハラスメントの相談（苦情を含む）に対応する担当者を定め、従業者に周知する。

9 個別支援計画の作成

障害福祉サービス等の提供は、サービス管理責任者（児童発達支援管理責任者）が作成する個別支援計画に基づき行うものです。

また、令和6年度障害福祉サービス等報酬改定に伴って、児童発達支援、放課後等デイサービス及び生活介護の個別支援計画書に新たな記載事項が求められるなど、個別支援計画の取扱いに変更等があったので留意してください。

- × 指摘事項
- ・ 個別支援計画を未作成のままサービス提供を行っている。
 - ・ 令和6年度からの児童発達支援及び放課後等デイサービスに係る個別支援計画において、支援の提供時間が定められていない。



[改善すべき事項]

- ・ 利用開始日までに、個別支援計画を作成、利用者（保護者）に説明し、同意を得た上で交付するまでの一連の業務を終了する。
- ・ 個別支援計画が作成されていない場合や、個別支援計画の作成に係る一連の業務が適切に行われていない場合は、該当する月から当該状態が解消されるまで個別支援計画未作成等減算を算定する。

[令和6年度障害福祉サービス等報酬改定関連]

- ・ 児童発達支援及び放課後等デイサービスの場合、個別支援計画に新たに以下の事項を記載する。
なお、個別支援計画で支援の提供時間が定められていない場合は、30分以上1時間30分以下の時間区分で算定することになる。
個々の障害児の日々の支援に係る計画時間等、個々の障害児の日々の支援に係る延長支援時間等
個々の障害児も5領域との関連性を明確にした支援内容及びインクルージョンの観点を踏まえた取組等
- ・ 生活介護の場合、個別支援計画書には、実際のサービス提供時間に加え、生活介護の配慮規定に該当する時間を加えた合計の時間を支援の標準的な提供時間等の欄に記載する。

10 人員の欠如

指定障害福祉サービス事業所等における従業者の員数が、指定障害福祉サービス基準の規定により配置すべき員数を下回る、いわゆる人員欠如については、介護給付費等を減額することとしています。

これは、適正なサービスの提供を確保するための規定ですので、指定障害福祉サービス事業所等は、人員欠如の未然防止に努めてください。

- × 指摘事項・ サービス管理責任者（児童発達支援管理責任者）が不在である。勤務が常勤となっていない。
- ・ 指定基準に定める人員が欠如している。
 - ・ 加算要件の児童指導員等が不在になったにもかかわらず、引き続き加算を算定している。



[改善すべき事項]

- ・ 指定基準に定める人員を速やかに配置する。あわせて、人員欠如減算を算定する。
 - ※ 指定基準に定める人員基準を満たしていない場合、1割を超えて欠如した場合はその翌月から、1割の範囲内で欠如した場合にはその翌々月から、人員欠如が解消されるに至った月までの間、サービス提供職員欠如減算を算定する。
- ・ サービス管理責任者（児童発達支援管理責任者）が欠如となる場合や欠如が見込まれる場合は、早い段階で県（障害者支援課）に相談すること。
 - ※ サービス管理責任者（児童発達支援管理責任者）が欠如する場合は、その翌々月から人員欠如が解消されるに至った月までの間、サービス管理責任者欠如減算（児童発達支援管理責任者欠如減算）を算定する。
 - ※ 欠如期間において個別支援計画が作成されずサービス提供が行われていた場合は、個別支援計画未作成減算に該当する。
- ・ サービス管理責任者（児童発達支援管理責任者）や指定基準に定める人員が欠如している場合は、児童指導員加配加算等も算定できなくなるので留意すること。
- ・ 退職などにより、加算の算定に必要な人員配置が出来なくなった場合は、速やかに変更の体制届を提出すること。

11 欠席時対応加算の算定

欠席時対応加算は、サービスを利用する利用者が、あらかじめサービスの利用を予定していた日に、急病等によりその利用を中止した場合において、従業者が、利用者又はその家族等との連絡調整その他の相談援助を行うとともに、当該利用者の状況、相談援助の内容等を記録した場合に、所定の回数を限度として、所定単位数を算定するものです。

- × 指摘事項
- ・ 加算の要件に該当するかどうか、確認できない。記録が不十分である。
 - ・ 相談援助の記録がない。相談援助の内容が不十分である。
 - ・ 1回の欠席連絡で、複数日分を算定している。
 - ・ 利用を中止した日の前々日より前の連絡について、算定している。



〔改善すべき事項〕

- ・ 加算の算定に必要な要件を記録する。
 - ※ 欠席の連絡のあった日、サービスの利用を予定していた日、欠席の理由、利用者の状況、相談援助の内容（次回の利用日、療養の助言・指導など）
- ・ 加算の算定は、相談援助の回数で行う。
 - ※ 複数日の欠席を1回の連絡で受けた場合は、1日分の加算のみ
- ・ 急病等により利用を中止した日の前々日、前日又は当日に欠席の連絡を受けた場合に算定する。
 - ※ 2営業日前までの間の連絡なら算定可能
- ・ 加算要件を満たさずに請求していた事例がある場合は、過誤調整を行う。